（特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律の施行に関する件等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「総務省人事・恩給局長」を「総務大臣」に改める。

一　特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律の施行に関する件（昭和六年勅令第二百三号）第八条

二　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）第二十四条

三　国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）第一条第一項

四　独立行政法人等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）第二条第一項（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第三条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「すべて」を「全て」に、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「職務の級」を「職務の級等」に改め、同条第二項中「職務の級」の下に「（一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等にあつては、同表に定める号俸）」を加える。

第六条の十一及び第六条の十二中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条の十三中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改める。

第六条の十四第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条の十四の二第一項中「第八条第七項第一号」を「第八条第八項第一号」に、「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条の十五第一項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条の十六中「第八条第七項第一号」を「第八条第八項第一号」に改める。

第六条の十七中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条の二十を次のように改める。

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）

第六条の二十　法第六条第一項に規定する事務官等の号俸は、一般職給与法別表第十一の適用を受ける一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、防衛大臣が定める。

2　法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官職	号俸
一	統合幕僚長	八号俸
二	陸上幕僚長 海上幕僚長 航空幕僚長	七号俸
三	方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 航空総隊司令官 航空教育集団司令官	五号俸
四	第四条第一項又は第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸

備考　当分の間、この表の三の項又は四の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職に対応する号俸は、六号俸とする。

第六条の二十五第二号中「）、第六条」を「）、第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第八条第五項中「第七条第三項」を「第七条第一項」に改める。

第八条の三第五項中「第七条第三項」を「第七条第一項」に、「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十一条の三第六項第一号中「第六条の二十」を「第六条の二十第二項」に改める。

第二十四条第一号中「第八条第六項及び第七項」を「第八条第七項及び第八項」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五号中「第六条の二十」を「第六条の二十第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第六条の二十第一項の規定による定めをしようとするとき。

（外務公務員法施行令の一部改正）

第五条　外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二　外務省研修所（第一条の二）
第二章　勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手続（第一条の三―第八条）」を「第一章の二　内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議の手続（第一条の二）
第一章の三　外務省研修所（第一条の三）
第二章　勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手続（第一条の四―第八条）」に改める。

第一条の三を第一条の四とし、第一章の二中第一条の二を第一条の三とする。

第一章の二を第一章の三とし、第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議の手続

第一条の二　法第八条第二項の規定による協議は、在外公館の長を命じようとし、又は免じようとする特命全権大使及び特命全権公使の氏名、その命じようとし、又は免じようとする内容その他の内閣総理大臣が定める事項を記載した書面により行うものとする。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四条の二中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第六条第一項及び第二項第二号並びに第六条の二中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第二項及び第三項中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第九条の五第一項第七号及び第九条の八中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

第九条の九中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十九条（見出しを含む。）中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

附則第三項第一号、第三号及び第六号イ中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第六項中「総務省令」を「内閣官房令」に改める。

附則第九項中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

附則第十一項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第十七項ただし書及び第二十一項中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

別表第一中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。